NPO法人　学校安全ネット通信№12（2022.3.15)発行　　発行責任者　浅見洋子（事務局長）

～ともに～　皆心一つに

学校安全ネット通信　No.12

頁1　目　次
頁2～5　第6回オンライン公開学習会報告
・学習会の概要　原田　敬三（弁護士）
・大津いじめ第三者委員会の立ち上げと第三者委員会の問題点　石田　達也（弁護士）
頁6～7　特集
・栃木県の高校登山部実態調査から考える
頁7　・「雪崩事故から5年」　毛塚　辰幸（那須雪崩事故遺族）
頁8　・那須雪崩事件の新展開「損害賠償請求と刑事起訴」　原田　敬三（弁護士）
頁9　コラム　第6回オンライン公開学習会「被害者家族に寄り添う第三者調査委員会を求めて」に参加して」　林　香織（会　員）
頁10　安全ネットがお薦めするこの一冊「弁護士による　ネットいじめ　対応　マニュアル　ー学校トラブルを中心にー」　原口　暁美（弁護士）

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員 3,000円　☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　00130－9－346463
加入者名　ヒエイリ）学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　03－3511－5070
FAX　03－3511－5784
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

NEW!
スマホからも見られます

事務局所在地
〒102-0072
東京都千代田区富士見2－7－2
ステージビル1706号
南北法律事務所　内

第6回オンライン公開学習会報告

（2011年12月11日）

昨年は、いじめ防止対策基本法の成立の原動力になった大津いじめ自死事件から10年目。この節目に当会は、この事件の損害賠償事件の代理人で、第三者委員会の設置による調査を求めた遺族代理人の石田達也弁護士(滋賀県)及び第三者委員を務めた渡辺吉泰弁護士（神戸）の二講師によるオンライン学習会を開いた。

いじめ裁判の判決の意義については、すでに、季刊教育法2021年秋号に掲載されている。学習会は、事件をより被害者側から光をあてて、現在も運用が安定せず、その存在価値が問われている第三者委員会の方向性について、有益な意見を聞く最良の機会となった。

渡辺吉泰弁護士の講演は、大津いじめ自死事件では、生徒遺族の目線で、委員会をリードしてゆくことに全力を尽くしたこと、生徒の事情聴取も生徒から信頼をえることに腐心したこと、豊富な資料を全委員で共有し、これを議論する中で委員相互の信頼も生まれてきたことなど、力強く情熱あふれる内容であった。

両講師の講演内容の要旨は今年の季刊教育法の春号に掲載されるので、この記事と合わせて読まれたい。また、７頁に林会員が、遺族に寄り添わない調査委員会の赤裸々な実態を投稿されている。

以下、石田達也弁護士の講演内容を要約して紹介する。　（文責　原田敬三）

大津いじめ第三者委員会の立ち上げと第三者委員会の問題点

弁護士　石田達也

大津いじめ自死事件問題のはじまり

2011年１０月、大津市立中に通っていた２年生の男子生徒さんが亡くなりました。10月11日に亡くなられて、翌年7月、共同通信の記事が大きな注目を集めたことがきっかけとなり、この事件は、一気に社会問題化します。その中で大津市長が主導して第三者委員会ができていきました。今回、お話するのはこの後のことです。大津いじめ事件の第三者委員会が終わった後に、代理人としていろいろ関与した事例をベースにして、第三者委員会のどういうことが問題になっていて、今後どういう方向を目指していくべきか、その課題と将来の方向性について問題提起できればと考えています。

立ち上げの段階

第三者委員会の立ち上げの段階で直面する問題が、常設型の委員会でいくのか、それとも新設でいくのか、という問題があります。あるいは常設の委員会に遺族推薦委員を追加して選任してスタートするケースもありました。解任して全員が入れ替わるパターンもありました。委員会の形式は一緒、中身は入れ替わるという場合です。過去、大津いじめ事件以降で件数を見ますと、都道府県、市町村について記録上カウントすると、常設型が3件、常設型プラス遺族推薦が4件、全く新しく立ち上げて活動したケースが5件、となっています。

リモート参加で委員会を開催するケースも出てきました。

常設型の問題点

「常設」の場合、普段からいじめ対策、常設された委員会が、いじめ予防に取り組むという建前になっています。その委員会が機能せず、重大事態に発展し、その後、重大事態調査に入る流れになる。

重大事態を止められなかた、普段から予防してなきゃいけないはずの委員会が止められなかった。その結果としての重大事態。その重大事態が発生した後、自ら調査するのか。そういう矛盾が生じることがあります。

そのほか人的構成上、利害関係者が委員会に入ってるんじゃないかと問題になったのが旭川の例になります。

医学的な知見、その他、専門家の知見と適格性

次に、常設型では必ずしも専門性を発揮できない場合の問題があります。被害者の方に何らかの発達特性っがあるとか、或は被害を受けてから２年３年経って亡くなっているとか。そういった時にメカニズムを解明するのに医学など専門的知見を常設型委員会が持っていない、そういう人材が常にいるわけではないという問題です。

確かに、専門家の肩書はあるけれども、大丈夫かと心配な方にも出会います。これは適格性の問題です。

委員に必要な適格性

委員の適格性とは何でしょう。

調査では事実認定が基礎になります。まず、聴き取るに際してお子さんの目線になっているか。最終的な目標としては将来の再発防止を目指さされているのか。そういう将来的なことに向かって報告書を書けるのか。どういう知見を持っているのか。

これらが、人選としてはとても大事な問題になってきます。報告書は最終的には現場フィードバックしてもらうも資料なので、その目的に沿って報告書を作成できる専門家なのか。教職員・児童・保護者とそれぞれ当事者の目線に立った被告書をまとめられる専門家か。

適格性を欠いた委員ですと、結論は不透明…、というより、何が言いたいのか分からないまま終わっていくことすらあります。

公平性・中立性の問題と団体推薦

公平性・中立性の問題が、「行政から見た公平性・中立性」という事ばかり強調されているのが現状です。また、委員の選任過程で「公平性・中立性」の問題で必ず出てくるのが「団体推薦」という問題です。

団地推薦の問題点

団体推薦。これは必ずと言っていいほど行政側が言ってきます。

例えば、弁護士会推薦の委員をみても「大丈夫ですか」と言いたくなる人選に直面することがあります。

心理関係の職能団体も問題になります。最近、公認心理師という資格で参加されるケースも増えてきましたが、スクールカウンセラー（SC）として自治体から雇用、任用されている場合が少なからずあります。そういった立場の専門家が現実に雇い主の行政に対して文句をつけられるのか。

医学の専門分野では、医師会の団体推薦という場合もあります。医師会としていじめ問題に詳しい医師いつもリストアップしてくれちるかというと、そうではありあせん。どういう選考過程でその医師が委員として推薦されたのですかと尋ねても、全然答えてくれない。

団体推薦がすべていいとは、なかなか言いづらいところです。

信頼できる委員の構成が何よりも大事

委員の構成によって、委員会に対するご遺族・被害者の方の信頼感というのは全然変わってきます。信頼があれば調査へも協力しようという気持ちも当然生まれてきますし、何よりも最後に出る報告書に対する受け入れの態度が全然変わってきます。その意味で遺族推薦というものを、大切にしてこだわりたいと思っています。

報告書で、委員会はいろいろな結論を出します。

自死の原因について「当事者と話し合うことができない限り、完全に解明することは困難」と言い切ってしまうような報告書も出てきます。

このような報告書は「結論ありき」です。ほぼ調査放棄に等しい報告書で、これには、ご遺族ともかなり憤慨しました。

「専門家」の適格性の判断はどうするか

では、どのようにして適格性を推し量ればよいでしょうか。１つは論文をなるべく読むようにしています。その専門家が、菅駅する分野で研究業績を重ねているのかどうか、チェックするようにしています。この候補が普段どういう視点でその専門分野の研究を進めているのかが透けて見えてきます。

調査委員としてどうか、ご遺族と一緒にお話をし、面談して、この人だったらやってくれすおだねと、お話させていただいたうえで、同意了解というケースもあります。このように、できれば、なるべく共同して推薦をするよう心がけています。

複合要因説とどう戦うか

ある程度組織、陣容が固まったとして、次の課題は何かに移ります。

調査に移った時、問題としてよく出会うのは「複合要因説」です。

最近この言葉がどこの委員会でもよく出てきます。本当に判でついたように複合要因説に乗った報告書が次々に現れます。複合要因説の立場に立って、個別の要因が与える影響を十分検討していない報告書が随分多いという印象を持っています。多くの事例が、要因を羅列するだけで終わっています。

日常的なストレスとか、思春期に共通する大人への不満、不信とか、あるいは一般的な悩み。よくあるのは、進路、学業成績、心身の不調、健康不安、両親の不和、親への反抗心…。

思春期に誰もが抱えるものを全部並べたてて、これ全部要因だと。あれもこれも全部自死に関連しているんだという形で横に並べてしまう報告書が「複合要因説報告書」です。

しかし、よくよく考えてみると、これは「結論の先取り」じゃないですか。

自殺は「様々な要因が複合して生じる複雑な現象」という前提に立つ限り、要因を並べて終わりになってしまいます。

何故いじめがあった、何故いじめが関連しているのかということの十分な説明ができていない、あるいは、説明していないケースといえます。その検討ができないが故にすべての要因を並べて、「あれもこれも全部原因だからいじめとの関連がわかりません」という結論になっているケース、これが増えています。

子どもの権利保障の観点

そこに抜けている視点。大事な視点は、（１）子どもの権利保障の視点に立つ（２）学校教育委員会からの独立性の確保（３）遺族の事実を知りたいという思いに応える、の３点です。

この３点を置き去りにした結果、いじめ特有の危険性に対する無理解をもたらす。多くの第三者委員会で見られるところです。

確かに、大人の目から見ればいじめは些細なものに見えてしまうケースが少なくありません。そんな大人からの見え方が、委員の中に、「素朴な感覚」としてあり、無理解につながるのかなと思っています。

「大人には分からない」と言って自死された生徒

「世の中の人たちは、いじめと判断されないようなものだと思います」「それでもわたしには辛かった」これは担当したある自死事案の遺書の一部です。これを書いた数時間後にこの子は亡くなるんですけど、亡くなる直前に「私の気持ちなんてわかんないよね」と言い残して亡くなったお子さんが現にいました。そのお子さんの場合「いじめと判断されないようなものだったと思います」ち自分で書いて亡くなってしまった。それでも私には「辛かったんだ」という言葉が今も、ずっしと私の中に残っています。やはりいじめって怖い。非常に怖ろしいものなんだなと思います。

自死リスクを飛躍的に高める加害行為がいじめ

「いじめは、自死のリスクを飛躍的に高める加害行為なんだ」ということは、積極的に言っていかないといけないことです。その裏付けもしていく。もちろん、そこまでしなくても、しっかり理解いただける委員会もありました。

いじめがどれほど自死リスクを高めているかということに関しては最近ではいろいろな資料と分析があります。　中でも、典型的なのは、「孤立化させる」いじめです。

「孤立化させる」いじめ

孤立感を与えるいじめ、要は仲間外れです。「ライン外し」もそうです。指一本触れずにその子に苦痛を与えているんです。そういういじめで亡くなった方もいます。

なのに、何故いじめが自死に結びついたのかというロジックが見つけられない委員会に出会います。

そのような委員会に対しては、科学的な客観的なデータを示して、「孤立させるいじめ」であれば、それ特有の問題として理解できる資料を用意し、このメカニズムで自死の結果を招いたということをロジカルに説明するようにしています。

逆に言うと、そのロジックを持っていない第三者委員会に往々にして出会うという残念な現実があります。なので、こちらからなるべくロジックを、ひとつの参考としてもらえるよう、意見書などの形で出すようにしています。

調査対象が曖昧なままの調査

いじめ調査委員会が、何を調査するのかを曖昧なまま進んでいる委員会にも出会います。そういう場合もこちらからきちんと「いじめ」を調査してください、と強く語り掛けます。

同時に、中には本当にこれいじめだけの結論でいいんですかっていう事案があります。「いじめだけ」っていう言い方はちょっと変な言い方ですが、そういう疑問な事案がありました。

制服脱いで畳んで飛び降りたケースです。確かに、いじめの痕跡は他にあったんですけど、その学校に行ってみたら、何かちょっと違和感があるんです。いじめ自死のパターンとしてはあまりないパターンだなと思って、その後いろいろご遺族からもお話を伺ってみたり、先生からもお話を直接伺って分かってきました。

その子は亡くなる前に学校に呼び出されていました。先生から「次トラブったら君、制服脱いでもらうからね」って、言われていたのです。このお子さんはそれを真（ま）に受けてしまって、他にも実際いじめがあったんですが、かなり指導を受けていて、それによって追い詰められた状態で、最後にあるきっかけで「自分はもう１回ミスってしまった」と思い込んだ結果、最後自死してしまった。このように、話を掘り下げていくと、いじめがバックグラウンドにありながら、一方で学校の行きすぎた指導という問題もあった。そういうケースもあります。

結　び

委員候補者を一生懸命リストアップして、本当にケースバイケースでやって手探りでやっているのが現状です。そういった苦労して立ち上げた委員会でも、最終報告で、複合要因説に飛びついちゃうこともあります。それにはロジックを積極的にこちらから示して、問題意識を持ってもらう、説明のロジックをいろいろ考え検討してもらう。アプローチも遺族側からするとことも大切に考えてゆく。

結論から言うと「事案ごとに柔軟に対応しましょう」なんですけれども、本当に毎回苦労して第三者委員会の立ち上げまで七転八倒しているというのが現状です。

今後の議論としては、最終的には人、人、人。本当に人材に尽きる問題であります。いじめ問題を本当に理解できる方のリストアップが、今後も大事なものになってくると思います。

是非、自薦他薦を問いませんので、人材募集中ですので、何卒先生方宜しくお願いいたします。　私からの講演は終わらせていただきます。ありがとうございました。(終)

特集

栃木県の高校登山部実態調査の結果から考える

那須雪崩事故遺族　毛塚辰幸

平成２９年３月２７日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会の最終日、ラッセル訓練中に雪崩が発生しました。生徒７名と新規採用教員１名の８名が死亡し、生徒４０名が負傷する、高校の部活史上前例を見ない大惨事でした。

事故後、「登山計画作成のためのガイドライン」や「安全登山ハンドブック」が作成され、登山の計画や実施の新基準が示されました。さすがに事故時のような通達を逸脱した杜撰な計画による登山を漫然と行うことはできなくなりました。

一般的な運動部活動と比べ、命を落とす危険性が常にある登山部活動を部活動として実施することは妥当なのか、遺族は事故を契機に話し合うことを要望しました。県は「高校生の登山のあり方等に関する検討委員会」を新たに設置し、遺族も委員となり、協議が開始されました。しかしコロナ感染拡大の影響で３回目の会議は延期になっています。

会議の中で、県立学校登山部の実態調査結果が示されました。今回はその一部を紹介し、県内高校登山部が抱えている問題とその対策について私見を述べたいと思います。

１　令和元年度の栃木県の登山部の状況

(1)　設置校１４校の内、登山活動ありは９校、活動なしは５校、募集停止は３校あった。減少傾向である。

２０１９年度（令和元年度）に登山部が設置されている県立の学校は１４校で、４月１日から翌２月１６日までに登山活動を行ったのは９校だけである。県立高校全校の約１５％でしかない。昭和６０年度の登山部設置校は３１校であり、当時と比べ1/3弱までに減少した。

活動がなかった学校も５校あり、設置学校１４校の1/3強が活動をしていない。

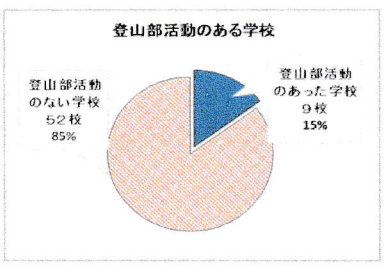

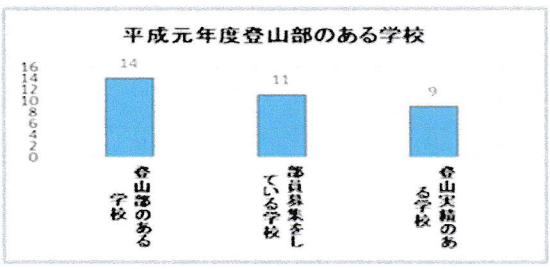

(2)各校の年間登山回数は２回から８回。平均すると４.２回。現場で判断する機会が非常に少ない。

年間の校外での登山回数は多いところで８回、少ないところは２回である。平均すると４回程度である。登山部員が自然環境下で登山するのは年間４回程度しかないことになる。顧問も実際の山での引率は４回ほどになる。顧問も部員も実際の登山活動が非常に少ない。３年間を通しても高が知れた回数である。年間４回程度では、顧問も生徒も危険回避を学ぶことは難しい。

(3)日帰り登山が6割、宿泊登山（１泊２日と２泊３日）が４割。３泊４日はほとんどない。

年間登山総数の約６割（２３回）が日帰りの登山である。宿泊を伴う登山は約4割である（１泊２日が５回、２泊３日９回、３泊４日は１回）。(2)の年間４回程度しか登山活動がないこともあわせて考えるならば、宿泊登山は遠出し慣れていない山での登山になる。顧問が経験の少ない山域で指導することになり、最悪の事態や緊急事態を予想し、適切に対応することは困難になるだろう。

(5)新任顧問が１３人、顧問歴１～５年が１２人、５年未満が２５人（６８％）を占める。

ガイドラインの引率要件を満たす顧問がいる学校は８校、いない学校が４校。新任は配置し、要件を満たす顧問を養成し続けている。

顧問歴が満５年以下の顧問は２５人で全体の７割弱になる。ガイドラインにおける引率要件（登山指導の経験が満５年以上）を満たす顧問が配置されているのは８校で、４校には配置されていない。新任顧問１３人が１２校に配置されている。ある高校では新任３人（ほとんど登山歴がない）と満３年の顧問１名である。こうした学校の登山において、偶発的な危機に対する回避行動が適切に判断できるとは思えない。

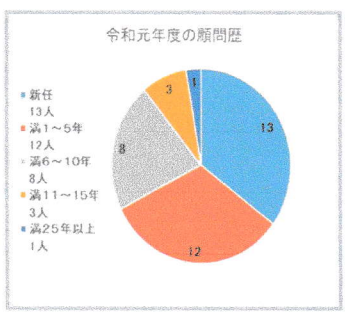

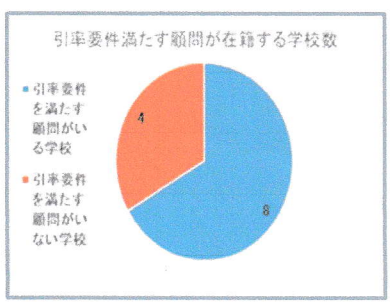

2　県高体連登山専門部は、ガイドラインで定義される登山は今後行わないと発表した（2021.7.1）。

雪崩事故から４年後、登山専門部は方針を転換した。漸く登山部の実情と向き合い、専門部の役割を見直した。その中で、今後の在り方を次のように述べている。

・学校や生徒等の実情に応じて、登山だけなく、キャンプや自然観察ハイキングなど、多様な活動を志向する学校が共存できる在り方の検討が必要である。
・何よりも安全確保を最優先に、より厳しい基準で活動内容を精査していくことが必要である。登山に精通した人材確保が難しくなってきていることから、現在の専門委員の陣容で安全に実施できる事業展開を考える必要がある。
・教員の働き方改革の観点から、スポーツの専門性が必ずしも高くない教員が指導する部活動の在り方、教員が指導者として担うべきはどういう範囲なのかという議論があり、専門的指導者が指導する体制が必要である。引率もできる「部活動指導員」の制度が導入されている。
・高校生の登山活動の側面として、生涯にわたって楽しめるスポーツとして、競技スポーツから生涯スポーツの振興に力点を移していくことが求められている。

3　まとめ

那須雪崩事故は登山部に内在する諸問題を後送りにし慣習的に講習会を実施してきた結果、起きた凄惨な事故と言える。登山部の減少、専門性の不足、精通した人材の不足、前年踏襲的運営に陥る仕組み、責任の曖昧さ、安全確保の優先、働き方改革など、現在の教員に研修を積ませ登山部を指導させるというやり方が限界であることを表している。

登山ガイド帯同が義務付けられたが、あくまで補助的な役割でしかない。顧問の力量、資質、判断力などで生徒の命が左右されるという状況は変わっていない。

８名の命を無駄にしないためには、現行システムを根本から見直すことが必要である。顧問が指導する形から、専門性の高い指導者チームが計画、運営するシステムを模索すべきときである。今のままではまた悲惨な事故が起きる。

雪崩事故から5年

毛塚　辰幸

身近な家族、特に我が子を失う不幸に見舞われた親たちは、その後どのように過ごしているのだろうか。事故後どちらに向かうのかはそうした者にとって切実な問題である。聞いてみたい気もするが、集まりに出かけるほど積極的にもなれない。

那須雪崩事故から間もなく5年になる。

過日ある会議で座って待っていると、たまたまその場に来た方が、元気そうでよかったですねというような言葉をわざわざかけてくれた。それまで会話を交わしたことがない方で、多分事故のニュースを見ていて、気にかけて励ましてくれたのだと思うのだが、なぜか素直に喜べない。人前では普通にしなければならないのでそうしているだけで、そうじゃないんだと言いたくなる気持ちを抑えなくてはならない。どう答えてよいか迷っているうちに、何も答えられない自分と相手を不愉快にしてしまったことを後悔する。

心に深い悲しみを負うと、気持ちは複雑で屈折する。励ましが励ましには聞こえない。何気ない言葉に涙が溢れる。これが５年目の私の心の一コマである。

知人に会うのを避けたいと思うのは、相手の言葉に予想できない反応が起こり、それが止められなくなって、遂には言わなくてもよい嫌味まで出てしまう。後味の悪い不快感が残り、相手にも失礼で、自己嫌悪にも陥る。

一人で何かしていると、頭の中では、様々な言葉や情景が何ら脈絡なく続いて出てくる。息子の言葉や気にしていたこと、事故の日の情景、弔問客の言動、登山専門部の説明、３教諭の言葉、何かで読んだ言葉、雪崩専門家の話、調停委員の言葉、検察官の話、剣道仲間の逸話、息子の時計、書き残した文字、ごちゃごちゃとした記憶が涙になる。次に怒りや恨みが込み上げてくる。こうした感情の起伏の中で一日を過ごす。

一方何か気持ちの整理の仕方を探していることも事実だ。救いになる言葉を探しているように思える。報道番組で同じ悲しみを持つ被害者の言葉は心に残る。歎異抄も読んでみたが自分にはまだ消化しきれない。

最近、柳田邦男氏の書いた本を読んだ。その中に、「人は亡くなっても魂は亡くならない。精神性のいのちというものは、肉体のいのちとは異なる永遠性の要素を持っている。」という文章に出会った。

脳死問題を取材してきた柳田氏が、意識の戻らない自分の息子さんと十一日間過ごしたことを書いた後に、この言葉を書いている。私の探していたものを感じた。

息子は私たち家族の中で、友達の中で、剣道の知り合いや教えた生徒の中で生きている。生き続けているのだ。

また柳田氏は、「意味のある偶然」ということも事例を出して書いている。読んでいて涙がでてきた。「意味のある偶然」は、私の前に、ずっと以前からあるのかもしれない。私が気づいていないだけなのかもしれない。息子が何か言いたいことがあれば、きっと何かメッセージを残すだろう。素直に聞こう。私が生きていくというのは、息子からのメッセージを聞くことなのだろう。今はそう思う。（おわり）

那須雪崩事件の新展開

「損害賠償請求と刑事起訴」

原田敬三（弁護士）

2017年３月２７日の栃木県の高校登山部が参加して、栃木県高等学校体育連盟が主催して行われた講習会で、雪崩により、受講者の生徒と教師計８名が死亡し生徒４０名が負傷した事件で、死亡遺族が、栃木県と高体連、校長そして現場の講習会講師３名（うち一人は本部要員）を相手に調停を申し立てたのが、2020年３月26日。2022年1月２４日の第８回調停期日まで、三講師は一度も裁判所に姿を現わすことはなかった。

調停の経緯は、三講師に真摯な謝罪を期待していた遺族、親をひどく傷つけた。責任を認め謝罪を求める遺族の気持ちは静かな怒りに変わっていった。

調停不成立後に執れる法的手段は、国家賠償法による損害賠償に限られる。

この法律は、遺族の気持ちを実現する法制度としては、あまりにも使い勝手が悪い。

新聞紙上での謝罪は名誉棄損行為でなければ、認められない。三講師に教壇から降りて欲しいとの要求も、主文の「請求の趣旨」には掲げられない、また、認められた前例もない。三講師に負担してもらいたい賠償金も、公務員個々人の責任による賠償負担はすべて県が肩代りする制度の下で、県の税金で支払われる賠償額は、県が遺族に支払いをした後に個々の教師に求償できるに過ぎない。また会社で言えば中間管理職にあたる校長を被告にすることも出来ない。これらを堪えた気持ちを抱いて、２月２日に宇都宮地裁に提訴した。

「原告」となった遺族は、記者会見で、「三講師は事件に真摯に向きあって欲しい」、「この雪崩事件は自然災害ではなく、人災と分かって欲しい」と訴えた。弁護団の私からは、「遺族の気持ちを尊重して請求額を強調する記事は控えて欲しい」とお願いした。幸い各社はこれを聞き入れてくれて「人災であることの証しを求めて提訴」と報道してくれた。全国紙にも報道され、マスコミがこの事件を全国的課題と認識していることが励ましになった。

今日、雪崩発生のメカニズムについては従前に比べ格段に解明が進み、予防体制がとれるようになっている。雪崩の発生原因となる「弱層テスト」も普及している、だのにそれをしていない。気象予報を受信せず、雪崩注意報の出ている知らないまま、「深雪」での訓練（ラッセル訓練）を強行したこと等など、あまりにも無謀な訓練であることを、訴状に書き尽くした。

本事件は検証委員会報告書があり、資料が豊富である。速やかに裁判を決着させ、すこしでも早く遺族の心を慰める手伝いに力を尽くしたい。

なお、調停成立の状況を覗っていたのであろうか、調停不成立を待っていたかのように、２月１０日、三講師を宇都宮地方検察庁は業務上過失致死傷罪で起訴した。訴訟や 調停で手に届かなかった三講師の責任を正面から問う場面展開になった。これは遺族にとって歓迎する心情であろう。刑事の行方も被害者参加制度の下で協力してゆくことになる。

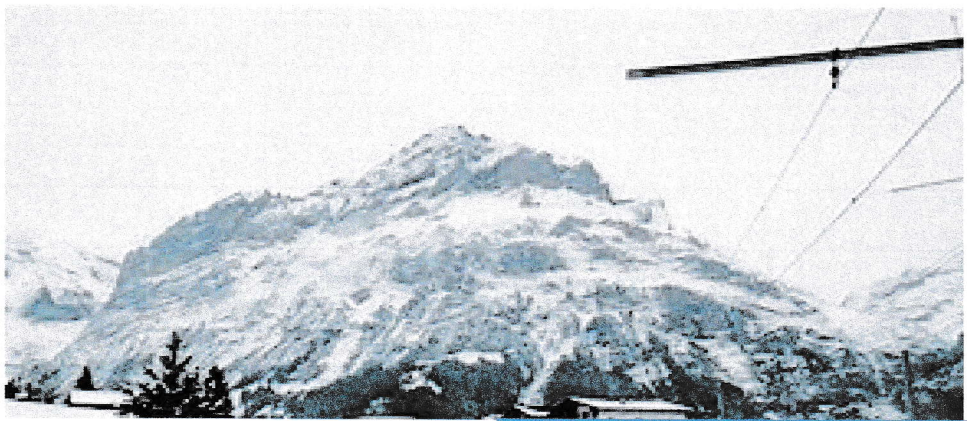

冬の那須茶臼岳無料写真から掲載

コラム

第6回オンライン公開学習会
「被害者家族に寄り添う第三者調査委員会を求めて」に参加して

林　香織(会員)

私の娘は、2016年に通っていた特別支援学校での給食中に、担当教師が目を離した際に給食をのどに詰まらせて亡くなりました。

その年の12月に大分県教育委員会が事務局となって調査委員会が設置され、調査が始まりました。

調査委員会はあくまでも「第三者」であるという位置づけではありましたが、調査には常に事務局である県教委の特別支援教育課の課長が同席し、関係教職員らの聞き取りの際に質問をするなどの調査介入もありました。

また、私たちは調査の詳細や、教職員らの供述などをほとんど知ることは出来ませんでしたが、もう一方の当事者である学校設置者側は、私たちが提供した資料も含め、全ての資料を黒塗りのない状態で見ることが出来、調査の進行、詳細も全てを知ることが出来ていました。

学校事故の調査委員会の公平性、第三者性については非常に疑問を感じています。

娘の件の調査委員会は2年7ヶ月の調査を経て、2019年に調査報告書が提出されました。

その後の民事訴訟の中で、大分県は私たちが調査のために調査委員会に提出した娘のカルテを証拠書類として提出しようとしました。

大分県は、調査委員会の調査後の資料、しかも病院のカルテという究極の個人情報を、個人情報保護審査会に個別に諮問することもなく目的外使用し、裁判に使用しようとしました。

そして、そのことについて大分県は、「調査委員会の事務局は県の内部組織にあり、県から独立した第三者ではない」と言いました。

この件について、大分県と文部科学省に質問書を出しましたが、大分県は係争中を理由に回答せず、文部科学省は担当課の方と連絡をとっていますが、未だ回答をいただけていません。

学校安全ネットがお薦めする
この一冊！ Vol.10

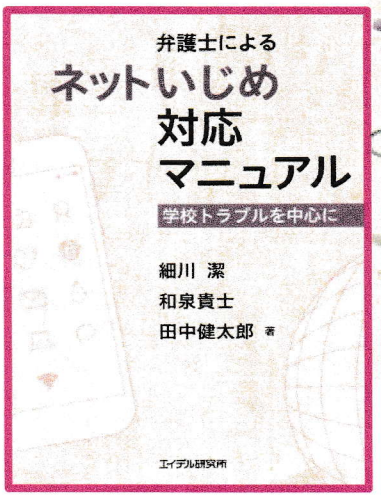

著者：細川潔　和泉貴士　田中健太郎：株式会社エイデル研究所
2021年11月12日刊　定価：2,500円＋税

本書は，子どものいじめ自死事件等を専門とする細川弁護士・和泉弁護士と，インターネット事件を専門とする田中弁護士が出会い，ともに事件を担当する過程で生まれました。

ネットいじめが深刻化する中，いじめとインターネットの両分野で蓄積された技術を「車の両輪」として働かせ，特に証拠収集段階において「教育現場での対応」と発信者情報開示請求等の「裁判手続を使った証拠収集」の組み合わせパターンを習得することが，ネットいじめへの対応能力を格段に高めると本書は指摘します。

いじめ防止対策推進法は，ネットを通じて行われるいじめもいじめと認めています。しかし，いじめの調査，被害児童生徒への支援，加害児童生徒への指導といった法に則った対応を行うには，被害児童生徒・加害児童生徒が特定されなければなりません。ネットいじめはその匿名性のもたらす困難さゆえに，問題解決の第一歩となるこの特定の場面で立ち往生します。

ネットいじめに対応するには，発信者情報開示請求といった裁判手続きも果敢に利用する必要があります。

第１章ではネットいじめの類型・特徴等が概観され，また，第２章ではいじめにかかわる法律・指針・ガイドライン・通達等が紹介され，ネットいじめに関する基本的知見を得ることができます。

第３章では，裁判手続きを使っての削除請求や発信者の特定について，申立書等の書式も掲載しつつ，順序立てて記載されています。またこの章でネットいじめにおける被侵害権利をまとめて取り上げています。

第４章では，第３章の方法・対応を用いて証拠を集めた上で，加害児童生徒・学校等に対して民事上刑事上どのような責任が追及できるかをまとめています。

そして，第５章（生存事案）及び第６章（自死事案）において，想定事例をもとにネットいじめ対策の具体的な実践が検討されています。まず第５章第６章から読み始め，具体的に把握してから第１章から第４章に戻る読み方も推奨されています。

細川弁護士は「方丈記」冒頭「ゆく川の流れは絶えず，しかももとの水にあらず」を引用して本書「あとがき」を執筆しました。いじめは，その態様を刻々と変化させ「もとの水にあらず」です。しかし，いじめの川は堰き止めなければなりません。その気概をもって，本書は刻々と変化するいじめに立ち向かう技術と手法を鮮やかに示しました。

弁護士　原口暁美